

## 第56号議案

### 東三河広域連合規約の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の3第1項の規定により、東三河広域連合規約を次のとおり変更するため、同法第291条の11の規定により議会の議決を求める。

平成28年8月31日提出

蒲郡市長 稲葉正吉

### 東三河広域連合規約の一部を変更する規約

別紙のとおり

### 提案理由

東三河広域連合においてまち・ひと・しごと創生総合戦略の策定に関する事務を行うため提案する。

## 東三河広域連合規約の一部を変更する規約

東三河広域連合規約（平成27年1月30日愛知県知事許可）の一部を次のよう  
に変更する。

第4条中第9号を第10号とし、第8号の次に次の1号を加える。

(9) 前条に規定する広域連合の区域に係るまち・ひと・しごと創生法（平成26  
年法律第136号）第10条第1項に規定する計画の策定に関する事務  
別表に次のように加える。

第4条第10号に規定する事務に係る経費	人口割
---------------------	-----

附 則

この規約は、平成28年11月1日から施行する。